

令和4年8月26日(金)

令和4年第8回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長： 議長が不在のため私、長濱が議長に変わり議事進行してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

ただ今から、令和4年第8回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は16名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則第11条により総会は成立しております。

議 長： それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、13番：砂川寛裕委員、14番：仲里敏夫委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の國仲恵常 調整官を指名いたします。

議 長： それでは、日程第2議案第1号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題としますが、会議の運営上、有償移転、賃貸借権、使用貸借権、無償移転の順に説明と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有用移転）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は13件でございます。
受付番号1番から13番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から13番は、別紙参考資料1ページから13ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番と2番の現地調査の結果ならびに補足説明を2番委員をお願いいたします。

奥浜委員：

受付番号1番と2番の説明をいたします。場所は、新城集落の北西に位置し、譲受人は畑の隣で養蜂を行い、将来は蜂蜜関係の飲食店を経営したいとのことです。

議 長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を13番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、植物園の南側：大野果樹園に位置し、譲受人は長年従事者としていて、経営に関しては両親・従業員から指導してもらってマンゴーを栽培です。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を14番委員をお願いいたします。

仲里委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、下地棚根集落の台湾屋から東側の入江集落向け300㎡に位置し、譲受人は5年間以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を5番委員をお願いいたします。

玉元委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、久松中学校グラウンドの南側に位置し、譲受人は長年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良5区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、久松中学校から伊良部大橋向けの信号機の西側300㎡に位置し、譲受人は長年の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺2区推進委員にお願いいたします。

野路推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、吉野集落公民館から西側800㎡に位置し、譲受人は農業経営拡大で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号8番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号8番の説明をいたします。場所は、西中葉たばこ乾燥場施設の西側200㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議長： 次に受付番号9番と10番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号9番の説明をいたします。場所は、陸上自衛隊分屯基地の北側に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

砂川推進委員：

受付番号10番の説明をいたします。場所は、上野小学校から北側に位置し、譲受人は、市道改良工事の残地を購入して、サトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号11番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員にお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号11番の説明をいたします。場所は、下地共同乾燥場施設の東側500㎡に位置し、譲受人は機械等も所有してパッションフルーツ等の果樹栽培です。

議 長： 次に受付番号12番と13番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部1区推進委員にお願いいたします。

長嶺推進委員：

受付番号12番の説明をいたします。場所は、佐和田集落の南側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

長嶺推進委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、佐和田集落から白鳥向け1kmの基盤整備地区に位置し、譲受人は15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）」受付番号1番から13番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）は、2件でございます。受付番号14番から15番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号14番から15番は、別紙参考資料14ページから15ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、野原航空自衛隊の南西に位置し、譲受人はアボガド作等の果樹栽培です。

議 長： 次に受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地3区推進委員をお願いいたします。

高原推進委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、下地サニツ浜ふれあい広場の西側500㎡の基盤整備地区に位置し、譲受人は機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（賃借権の設定）」受付番号14番から15番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）は、4件でございます。受付番号16番から19番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号16番から19番は、別紙参考資料16ページから19ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号16番・17番・18番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号16番・17番・18番の説明をいたします。場所は、16番が東京農業大学の南側150㎡に、17番が浦底漁港の南西500㎡に、18番が嶺原鉦業の西側に位置し、譲受人は新規就農者で機械等は両親の機械を使用して、サトウキビ・オクラ・ゴーヤー作栽培です。

議 長： 次に受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を下地2区推進委員をお願いいたします。

上地推進委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、嘉手苜集落の南側に位置し、譲受人は機械等を所有してカボチャ作栽培です。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（使用貸借権の設定）」受付番号16番から19番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に、議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」は、5件でございます。受付番号20番から24番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号20番から24番は、別紙参考資料20ページから24ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中、「農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）」受付番号20番から24番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第2議案第1号は原案とおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第3議案第2号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、1件でございます。受付番号1番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

川満事務局：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、陸上自衛隊宮古島駐屯地の西側に位置し、譲受人は農地中間管理機構を通して貸借です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第4議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は2件でございます。
受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、担当委員の方から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いいたします。

議 長： 受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺5区推進委員をお願いいたします。

狩俣推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は中休み農業試験場から下北集落東側の東与那原集落の南側に位置し、譲受人は40年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培です。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野2区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、上野給油所から平良方面1・5kmに位置し、譲受人は20年以上の農業経営で機械等も所有してカボチャ作栽培です。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号、「農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第5議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

川満事務局：

今月の農用地利用配分計画案は2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号、「農用地利用配分計画案に関する意見について」を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

議 長： 休憩します。

議 長： 再会します。

議 長： 次に、日程第6議案第5号、「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第4条第1項の規定による許可申請は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から2番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第4条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

現地調査報告をいたします。日時は令和4年8月9日(火)に調査員として、12番：久保弘美委員、芳山会長、事務局の渡真利局長、上地次長、前泊調整官、仲間さんの7名で調査し、日程として午前9時30分から午後3時30分まで現地調査、午後3時40分から4時まで事務局にて調査内容調整会議、8月17日の内部審査会での4条申請2件、5条申請7件、合計9件の調査内容の結果、特に違反等は見受けられませんでした事を報告します。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古コンクリート工場の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりなし、農地区分は第1種農地、一団、農振農業用施設用地、例外規定の農業用施設と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、成川集落の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりなし、農地区分は第2種農地、その他、原野・保安林等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第6議案第5号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第7議案第6号、「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

上地事務局：

今月の農地法第5条第1項の規定による許可申請は、7件でございます。受付番号1番から7番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から7番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市役所の西側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、市役所の敷地が300㎡の範囲内にある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

委 員： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部野球場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長： 次に受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を11番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部野球場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委員： 質疑なし

議長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、伊良部野球場の北側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野・雑種地等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号5番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。なお、この案件は事業計画変更を伴う案件となります。

久保委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、伊良部庁舎から西側200mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他、宅地・原野・段差等に囲まれた周辺農地が10ha未満の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手でお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号6番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、漲水整備・重機工場の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、上下水道が埋設されている幅員4m以上の道路沿いで、概ね500m以内に2つ以上の教育・医療施設がある農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号7番の現地調査の結果ならびに説明を12番委員にお願いいたします。

久保委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、市営川満団地の東側に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、4割街区、街区に占める宅地の割合が4割を超える区画内の農地と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 日程第7議案第6号は原案どおり決定いたしました。

議 長： 次に、日程第8議案第7号、「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

松川事務局：

今月の非農地証明願は、2件でございます。受付番号1番から2番の説明をいたします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長： ただいまの説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査の結果ならびに説明を10番委員をお願いいたします。

川満委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、県道201号線・友利泉と県道246号線城辺・下地線が交差する場所に位置し、周囲はウヅラ嶺地区圃場整備が行われています。当地は、本土復帰より農地としての利用がなく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 次に受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を5番委員にお願いいたします。

玉元委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、伊良部郵便局の南側約230mに位置し、周囲は畑と原野及び県道204号線となっており、当地は長年農地利用がなく、今後も農地としての利用計画がないことから非農地相当と判断しました。

議 長： ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員： 質疑なし

議 長： 質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員： 異議なし

議 長： ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長： 以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の県について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

(委員会規則に基づく発言等)

宮古島市農業委員会会議規則第21条 (委員の発言)

委 員： 発言なし

議 長： 発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、
字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員： 異議なし

議 長： それでは、以上をもちまして、令和4年第8回宮古島市農業委員会総会を閉会
いたします。ありがとうございました。

閉 会

令和4年8月26日

会	長	芳	山	辰	巳	
13	番	委員	砂	川	寛	裕
14	番	委員	仲	里	敏	夫